

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後							改正前						
別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間							別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間						
1 収容施設の供与							1 収容施設の供与						
(1) 略							(1) 略						
(2) 応急仮設住宅							(2) 応急仮設住宅						
ア及びイ 略							ア及びイ 略						
ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,387,000円</u> 以内とする。							ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,404,000円</u> 以内とする。						
エ～ク 略							エ～ク 略						
2 略							2 略						
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与							3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与						
(1)及び(2) 略							(1)及び(2) 略						
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。							(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。						
ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300	夏季[4月1日から9月30日まで]	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
冬季[10月]	円	円	円	円	円	円	冬季[10月]	円	円	円	円	円	円

1日から翌年3月31日まで]	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 9,100	円 12,000	円 16,900	円 20,000	円 25,400	円 3,300

備考 略

(4) 略

4～8 略

9 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

(4) 略

10及び11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

(3) 略

13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第1第9号の(3)の規定は、平成22年4月1日から適用する。

1日から翌年3月31日まで]	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700	円 2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 9,200	円 12,200	円 17,100	円 20,300	円 25,800	円 3,300

備考 略

(4) 略

4～8 略

9 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とする。

(4) 略

10及び11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

(3) 略

13 略